

注意喚起

「民事訴訟管理センター」からの架空請求ハガキは無視してください！

「民事訴訟管理センター」と名乗る機関から架空請求のハガキが届いたと言う相談が急増しています。
被害の未然防止のため、注意喚起します。

「民事訴訟管理センター」と名乗る機関から届いた「架空請求のハガキ」(別添コピー)に関する相談が今年 8 月から急増しています。

過去の債務不履行に関して「裁判所に訴状が提出された」「給与、動産、不動産物を差し押さえる。」などと脅して不安にさせたうえで、訴訟の取り下げ等について相談するよう、誘導しています。

【相談の内容】

「総合消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」というハガキが届いた。内容は、「貴方の利用されていた契約会社、ないしは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出された。……ご連絡なき場合、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立ち会いの元、給料差し押さえ及び、動産、不動産物の差し押さえを強制的に履行させていただきます…。」との脅迫的な文面だ。取り下げ最終期日は明日になっている。全く心当たりがない。どう対処したらよいか。 【65 歳 女性】

＜センターに寄せられた相談件数＞

月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月(28 日まで)
件数	4	11	25	30	53	55

【対処法】

- 「民事訴訟管理センター」と名乗る機関からハガキが届いても、決して相手に連絡せず、支払わずに無視してください。
- 不安を感じたり対処に困ったりした場合には、**すぐに最寄りの市町村相談窓口や県消費生活センターに相談しましょう。**

＜相談窓口＞

- ・富山県消費生活センター (富山) (076)432-9233 (高岡支所) (0766)25-2777
- ・消費者ホットライン(局番なし) 188 最寄りの消費生活相談窓口につながります
- ・富山県警察本部 相談 110 番 (076)442-0110 (短縮ダイヤル#9110)
- ・富山県消費者協会 (076)432-5690 土日 9 時～16 時